

ID: 157

担当部署: 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

処分の概要	使用承認の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市市民交流施設条例 第7条		
例 規 番 号	平成17年条例第18号		
【根拠条文】 (使用の承認の取消し等) 第7条 市長は、交流施設の使用を承認された者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流施設の使用の承認を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。 (1) 承認を得た使用の目的に違反したとき。 (2) この条例又は規則に違反したとき。 (3) 災害その他事故により交流施設の使用ができなくなったとき。 (4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で交流施設の使用の承認を受けたとき。 (5) その他特に公益上必要なとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日